

広報

# とみおか

2014.12月 お知らせ版



(2009年12月撮影)

ネズミ捕獲用シート及び  
ごみ袋を配布します

町では、富岡町内でネズミが繁殖し家屋等に被害が生じていることから、ネズミを捕獲するための粘着シートと廃棄用のごみ袋を配布しております。

【配布対象】  
平成23年3月11日現在で富岡町に居住していた方

【配布数】  
1セット（ネズミ捕獲用シート10枚、ごみ袋10枚）を1回につき5セットまで

【配布期間】  
平成27年11月17日から平成27年3月31日まで

【配布場所】

富岡町役場山事務所

富岡町役場いわき支所

富岡町役場三春出張所

富岡町役場大玉出張所

富岡町役場富岡連絡所

（下郡山集会所：富岡町大字下郡山字真壁327-1）

※富岡連絡所の開所時間は、午前9時から午後3時です。

※国主導で行っているバスによる一時帰宅をされる方は、乗車するバスに準備してありますので添乗している職員にお申し付けください。

※ネズミ捕獲用シートのみの配布も可能です。

※ごみ袋は、捕獲用シートの廃棄に使用しません。ごみ袋のみの配布は行っておりませんので、予めご了承ください。

町生活環境課 環境衛生係

## 被災証明書が新しくなります

富岡町では、平成23年6月1日に被災証明書を交付いたしましたが、3年半が経過し汚損が目立つようになりましたので、新たに小さなカード型の被災証明書を送付いたします。

▶送付対象の方

- ① 平成23年3月11日時点で、富岡町に住民票があった方
- ② ①に該当する母親から、平成23年12月31日までに生まれた子ども

▶発送方法

避難先の世帯ごとに簡易書留で発送

▶発送時期

平成26年12月下旬

【新しい被災証明書(原寸大)】



※従来の被災証明書(A5サイズ)は引続き使用可能で、各機関に原本提出が必要な場合は郡山事務所住民課住民係、いわき支所、三春・大玉各出張所で再発行できます。なお、郵便請求も受け付けておりますので、詳しくは住民課住民係までお問い合わせください。

借上げ住宅支援制度延長に伴う事務手続きについて

平成27年3月末日までとなっていた民間借上げ住宅の使用期間が、平成28年3月末日までとなり、現在福島県内の借上げ住宅に入居されている方で、平成27年4月1日以降も入居を継続する場合、期間延長の再契約手続きを行う必要があります。

約期間延長については今後、国・県で協議の上、決定することになります。

② 契約の継続について

この制度は貸主の協力により成り立っており、貸主の都合で契約継続を断られる場合があります。

③ 再契約後の退去手続きについて

今回の再契約で延長される1年の入居期間中に退去される予定の方は、「退去届」を退去予定日の1カ月前までに貸主又は仲介業者を通じて町へ提出してください。

生活支援課 住宅支援係

応急仮設住宅・借上げ住宅の適正な使用について

応急仮設住宅及び民間借上げ住宅は、災害救助法を根拠として災害により住宅を失った方を対象に提供され、東京電力福島第一原子力発電所の事故において、国の避難指示により制度の適用が認められています。

は応急仮設住宅・借上げ住宅の使用を終了していただくことになり、対象となる方は「応急仮設住宅等使用終了届」の提出が必要となります。

① 入居者が富岡町役場生活支援課住宅支援係(又は最寄りの支所・出張所)へ退去届を提出

※届け出用紙は各所に備え付けてあります。② 退去立会いを実施(富岡町と入居者) ③ 退去 「借上げ住宅」 ① 入居者が貸主又は貸主代理(仲介業者)から退去届に署名・捺印をもらい、速やかに富岡町役場生活支援課住宅支援係へ提出

放射性セシウム濃度測定日のお知らせ

Table with 3 columns: 受付月, 測定日, 測定場所. Rows include 12月受付分, 1月受付分, 2月受付分.

※富岡町内の水・土壌・果樹等を測定できます。※詳細は、申込まれた方へ毎月初旬にご連絡いたします。

▶申込み先 富岡町役場産業振興課 ☎0120-33-6466

【簡易放射能分析装置(検出限界値 約20ベクレル)】

Table with 2 columns: 実施施設, 申込み先. Rows include 富岡町役場郡山事務所, いわき支所, 大玉出張所, 三春ベクレルセンター.

※各施設で予約を受付けております。申込み先へご連絡いただいた際に、ご希望の実施施設をお選びください。

お詫びと訂正

広報12月号3ページ、サポートセンターいずみ供用開始の記事(駐車場の台数)に誤りがありました。「敷地内に80台」は、いわき地区拠点施設の駐車場台数です。お詫びして訂正いたします。

年末年始の業務案内について

富岡町役場郡山事務所は、12月27日(土)から1月4日(日)まで閉庁となります。なお、閉庁期間中の出生届、婚姻届、死亡届などは日直者が受け付けます。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分です。

住居確保損害の賠償に関する よくあるお問合わせについて

平成26年7月23日より請求受付が開始されている、住居確保損害の賠償に関するお問合わせについて、東京電力に確認した内容をお知らせいたします。

なお、内容についての詳細は、東京電力株式会社福島原子力補償相談室「財物ご相談専用ダイヤル」までお問合わせください。

Q1 住居確保損害の請求をする前に、財物賠償(土地・建物・借地権)に合意した請求者(所有者)が亡くなってしまった場合、請求はできなくなりますか?

震災時に当該住居に居住していた方が、当該住居の所有者(財物賠償の請求者)以外にいる場合、代表相続者から「震災時に居住していた方の住居確保」に関する費用を賠償上限額の範囲内で請求することが可能です。

Q2 震災時に居住していた持ち家を、震災時に同居していなかった子どもに生前贈与することを検討しています。持ち家を生前贈与した後、譲受人から請求できますか?

住居確保損害の賠償は、震災時の居住状況および持ち家の所有状況に基づき、移住先または帰還先の住居を確保するための賠償となります。個別事情の確認によって、請求することが可能となる場合がありますので、下記お問合わせ先までご相談ください。

お問合わせ先 東京電力株式会社 福島原子力補償相談室「財物ご相談専用ダイヤル」 ☎0120-926-596 受付時間：午前9時～午後9時

富岡第一中学校 平成9年度卒業生の皆さまへ 同窓会開催のお知らせ

私たち富岡第一中学校平成9年度卒業生の全クラス合同による同窓会を、下記のとおり開催することになりました。久しぶりに旧友と再会し、楽しい時間を過ごしましょう。

- ・日 時 平成27年1月2日(金) 17時
・場 所 いわき駅周辺を予定 ※参加者に別途ご連絡いたします。
・申 込 先 ☒ yuushi420@gmail.com
・締 切 日 平成26年12月26日(金)※期日厳守
・代表幹事 佐藤賢治・松本聡美

いわき市  
津波ハザードマップ改訂版  
発行のお知らせ

いわき市では、東日本大震災の経験を踏まえた津波被害シミュレーションを基に、「津波ハザードマップ改訂版(暫定版第2版)」の作成を行い、沿岸部にお住まいの方を中心に配布しております。

富岡町から避難し、いわき市の沿岸部へお住まいの方にも、12月5日にハザードマップを郵送いたしました。お手元に届いていない方やご覧になりたい方は、富岡町役場生活環境課消防交通係までお問い合わせください。なお、富岡町ホームページからダウンロードすることもできます。  
**富岡町生活環境課消防交通係**

◆◆富岡町復興支援員を募集します◆◆

富岡町では、県外に避難している町民の支援活動をしていただく復興支援員を募集します。

【採用予定数及び業務内容】

- ①採用予定人数：4名  
 ※富岡町からの受託先である(一社)埼玉県労働者福祉協議会の職員となります。
- ②業務内容
- ・県外へ避難している町民の戸別訪問
  - ・イベント等の企画及び実施
  - ・町民と地域住民とのネットワークづくり
  - ・ホームページや広報紙の作成等

【勤務条件】

- ①任用期間  
 平成27年1月中旬から平成27年3月31日  
 ※復興支援員は、次年度以降も設置する予定のため、平成27年度も継続して任用する予定です。
- ②給与  
 月額240,000円(主任復興支援員)  
 月額200,000円(専任復興支援員)  
 ※原則として、賞与および退職金、各種手当等はありません。
- ③勤務場所  
 埼玉県勤労者福祉センター  
 (埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-21)  
 ※全国各地へ避難している町民の戸別訪問や各地で行われる交流会への参加等がありますので、様々な地域での業務となります。
- ④勤務日  
 週5日(月曜～日曜日のシフト制)
- ⑤勤務時間  
 午前9時00分～午後5時30分まで  
 ※休憩1時間
- ⑥その他
- ・年次有給休暇等があります。
  - ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入することになります。

【応募及び採用】

- ①応募期間および応募方法  
 平成26年12月15日(月)から平成26年12月26日(金)の間に、下記申込み先まで履歴書を持参してください。郵送の場合は、12月26日(金)消印有効となります。
- ③応募要件
- ・全国に避難している富岡町民の支援をするため、町民や地域の方と直接対話し、信頼関係を構築できる者
  - ・平成26年12月1日現在で年齢20歳以上の心身共に健康な者
  - ・生活の拠点が勤務地又は近隣にあるか、移すことが可能な者
  - ・普通自動車免許を有し、近隣県への運転業務に支障がない者
  - ・一定のパソコン操作ができる者
- ※ただし、次のいずれかに該当する方は、応募することができません。
- ・成年被後見人又は被保佐人
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考方法】

書類審査及び面接を行います。面接等の日程が決定しましたら、応募者に対し直接連絡いたします。また、採用決定以降、平成27年1月中旬の着任を予定しております。

【問い合わせ・申込み先】

一般社団法人 埼玉県労働者福祉協議会  
 (平日 午前9時～午後5時30分)  
 〒330-0061  
 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-21  
 埼玉県勤労者福祉センター(ときわ会館)内  
 ☎ 048-833-8731  
 ✉ srhk2000@viola.ocn.ne.jp



発行／富岡町  
 編集／富岡町役場企画課広報係

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5  
 TEL：0120-33-6466 FAX：024-961-3441

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>  
 富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomioka.fukushima>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちらから」をクリックし、各課までお送りください。



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。